

【様式1】

歩行者利便増進計画

令和6年 月 日

枚方市長

(道路管理者) 殿

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先

令和 年 月 日付けで公示のあった【樟葉駅前広場（市道楠葉中央線）公募占用指針】について、
道路法（昭和27年法律第180号）第48条の24の規定により、歩行者利便増進計画を提出します。

①	事業の目標		
②	占用計画期間		
③	占用の期間	当初許可	令和6年 月 日から令和7年3月31日まで
		1回目更新	令和7年4月1日から令和 年3月31日まで
		2回目更新	令和 年4月1日から令和 年 月 日まで
④	占用の場所	路線名	市道 楠葉中央線
		場所	枚方市楠葉花園町15地先
⑤	公募対象施設等	名称	
⑥	公募対象施設等の構造	別添のとおり	
⑦	占用料の額（1年間）	2,015,640円	
⑧	工事の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
⑨	工事の実施方法 ※要図面		
⑩	道路の復旧方法 ※要図面		

(記載要領)

- ① 占用者として施設等の設置、管理により達成しようとする歩行者の利便増進に係る目標を記載願います。
- ② 本公募占用指針に定められた認定の有効期間内において、占用を希望する期間を記載願います。
- ③ ②の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となることから、それぞれの更新の時期を記載願います。
- ⑤ 占用期間内に設置する施設等について、想定される限り記載願います。
- ⑥ ⑤の施設等について、図面・カタログ・パンフレット等を添付願います。
- ⑧ 施設等設置に際し、工事を実施する際は記載してください。（工事を実施しない場合は不要です。）

事業の実施方針・実施体制

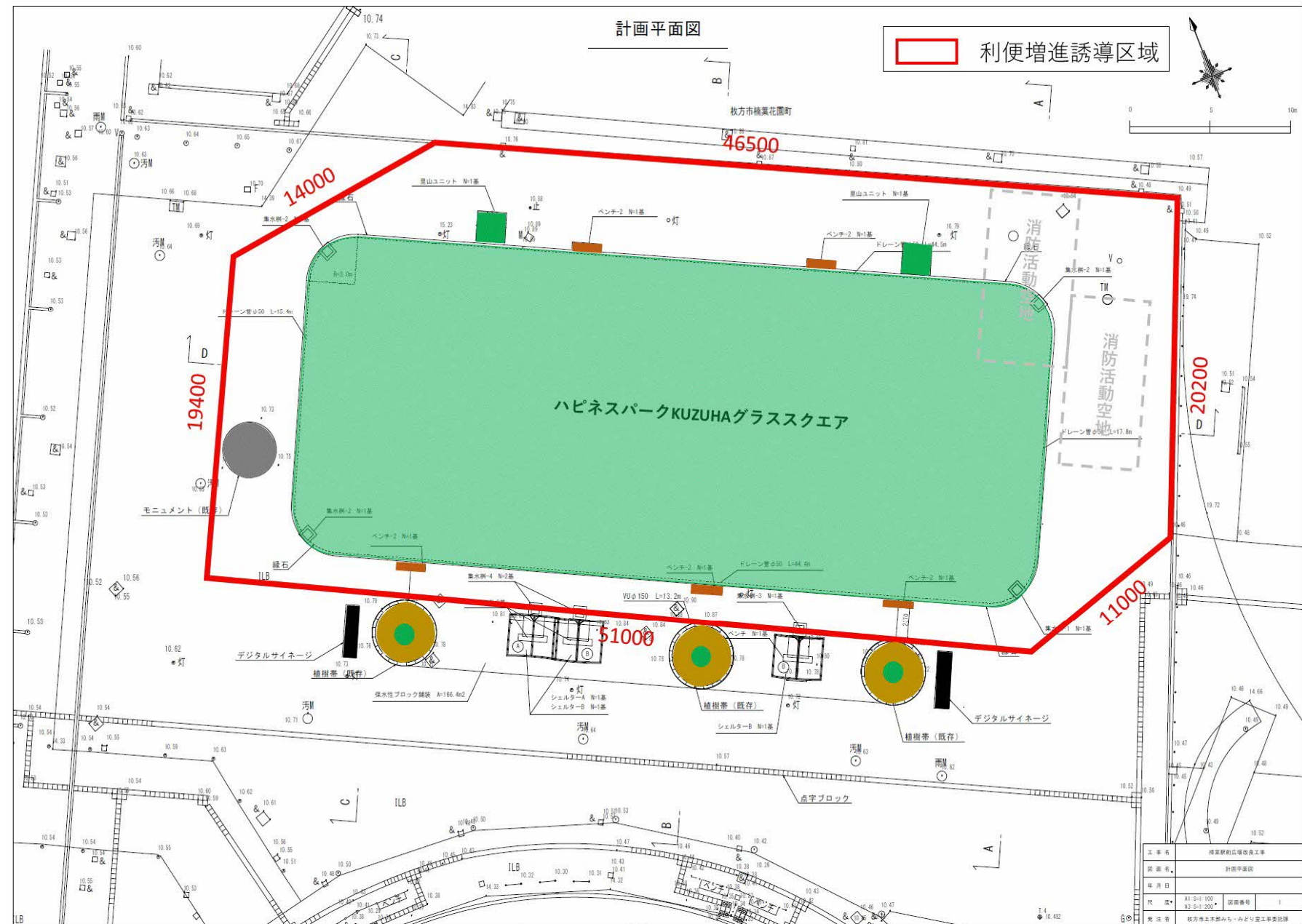
①事業の実施方針	※占用期間における全体的な取り組み方針を記載してください。
②事業の実施体制	※上記方針に基づく実施体制(構成員の役割等)を具体的に記載してください。

事業の実施計画

事業全体計画	※事業実施期間における全体計画、考え方を記載してください。
年間スケジュール	※年間計画（取り組みスケジュール・イベント開催時期など）を記載してください。

※占有期間における施設等の設置に対する考え方を記載してください。

※上記方針に基づく設置計画のイメージを図示してください。(交通誘導等の安全対策含む)



歩行者利便増進施設等の管理運営計画

[illegible]

法人及び団体等の概要

①商号又は 名称		②代表 者	
③所在地		④設立年月日	
⑤事業所数 (団体等の場合は 構成団体数)		⑥従業員数 (団体等の場合は 参加者数)	
⑦事業内容	※法人及び団体等の活動目的やこれまでの活動内容を記載願います。 (規約等の写しも合わせて提出下さい)		
担当者名		所属部署 連絡先	

役員及び構成員名簿

年 月 日現在

No.	所属	役職	フリガナ 氏名	住所又は拠点
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

災害等非常時における連絡体制

※占有者（代表者、現場責任者、担当者等）から道路管理者・枚方警察・枚方東消防署への緊急連絡網を実際の連絡システムをイメージして、作成願います。

枚 方 市 長 様

住 所
称号又は名称
代表者名

歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る誓約書

下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が選定者の決定を取り消されることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 下記のいずれにも該当しません。また、歩行者利便増進計画の認定期間にわたって該当することはありません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者等の制限行為能力者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 71 条第 1 項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない者
- (4) 道路法第 73 条第 1 項の規定に基づく督促状により督促を受けている者

<参考>

道路法第 71 条

道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

道路法第 73 条

この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

枚 方 市 長 様

住 所
称号又は名称
代表者名

暴力団排除に関する誓約書

下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が選定者の決定を取り消されることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 下記のいずれにも該当しません。また、歩行者利便増進計画の認定期間にわたって該当することはありません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

2 歩行者利便増進計画の認定期間にわたって、下記のいずれの行為も行いません。

- (1) 暴力的又は不当な要求行為
- (2) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (3) 偽計又は威力を用いて道路管理者の業務を妨害する行為
- (4) その他(1)～(3)に準ずる行為

3 歩行者利便増進計画の認定期間にわたって、下記の用途で道路の占用を行うことはありません。

- (1) 暴力団事務所又はこれに類するものの用に供すること
- (2) その他公序良俗に反するものの用に供すること